

V. 幼保連携型認定こども園、 幼稚園型認定こども園

認定こども園法の改正について

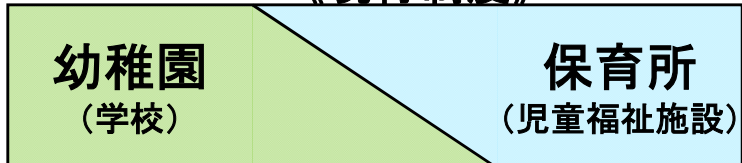
- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保

〔類型〕

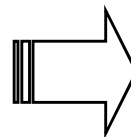
《現行制度》

《改正後》

幼保連携型
(720件)



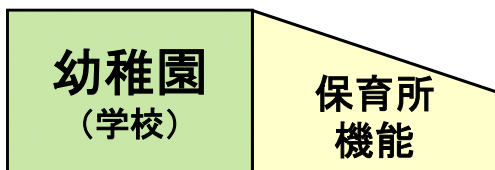
- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置



幼保連携型認定こども園
(学校及び児童福祉施設)

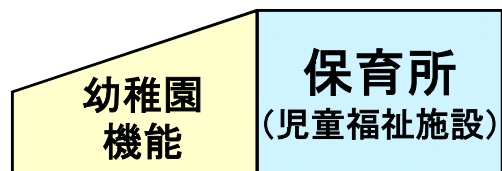
- 改正認定こども園法に基づく単一の認可（教育基本法第6条の法律に定める学校）
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ
- ※ 幼稚園から移行する場合、引き続き幼稚園の名称を使用可能
- ※ 現行の幼保連携型認定こども園は、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなされる。

幼稚園型
(410件)



※設置主体は国、自治体、学校法人のみ

保育所型
(189件)

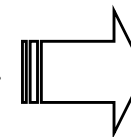


※設置主体制限なし

地方裁量型
(40件)

幼稚園機能
+
保育所機能

※設置主体制限なし



- 施設体系は、現行どおり
- 財政措置は「施設型給付」で一本化・恒久化

(認定こども園の合計件数は1359件(平成26年4月時点))

教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

学校教育法に定めるもの

幼稚園	中等教育学校
小学校	特別支援学校
中学校	大学
高等学校	高等専門学校

学校教育を提供

学校

認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

※ 既存の幼稚園から移行した場合、「幼稚園」の名称を用いることができる。

学校教育・保育を提供

学校・児童福祉施設
両方の性格

新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について

1. 基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」として、本年4月30日に制定（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）。※一部事項は認定こども園法施行規則（7月2日制定）・関連通知に定める。
- 既存施設（幼稚園、保育所、認定こども園）からの円滑な移行を確保するため、設備に限り、一定の移行特例を設ける。なお、法施行までに認定を受けた幼保連携型認定こども園については、みなし認可となり、設備について、現行基準を適用する。

2. 設置パターン別の基準

施設の設置パターン	基本的考え方	主な基準
【新設】のパターン 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	・幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ。	〈学級編制・職員配置基準〉 <ul style="list-style-type: none">・満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置。・職員配置基準は、4・5歳児30:1、3歳児20:1（*）、1・2歳児6:1、乳児3:1<ul style="list-style-type: none">* 質の改善事項として、公定価格において3歳児20:1→15:1への配置改善を実施 ※配置数には、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する副園長・教頭を含む（時限経過措置を設ける）。 〈園長等の資格〉 <ul style="list-style-type: none">・原則として、教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者・ただし、これと同等の資質を有する者も認める。（設置者が判断する際の指針を示す） 〈園舎・保育室等の面積〉 <ul style="list-style-type: none">・満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増）・居室・教室面積は、保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人） 〈園庭（屋外遊戯場、運動場）の設置〉 ※名称は「園庭」とする。 <ul style="list-style-type: none">・園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積<ul style="list-style-type: none">①満2歳の子どもについて保育所基準（3.3㎡/人）②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）と保育所基準のいずれか大きい方 ※代替地は面積算入せず。一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする。 〈食事の提供、調理室の設置〉 <ul style="list-style-type: none">・提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号子ども（1号子どもへの提供は園の判断）。・原則自園調理。満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可。

施設の設置パターン	基本的考え方	主な基準
<p>【既存の幼稚園・保育所からの移行】のパターン</p> <p>既設の幼稚園（幼稚園型認定こども園）又は保育所（保育所型認定こども園）を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な運営が確保されている施設に限り、<u>新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して、移行特例を設ける。</u> ・確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す。 ・施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討。 	<p>〈園舎面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所からの移行の場合→保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人）で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増）で可。 <p>〈園庭の設置・面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所からの移行の場合→保育所基準（満2歳以上3.3㎡/人）で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）で可。 <p>〈園庭の設置・面積（代替地・屋上）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと、代替地・屋上の算入可。
<p>【現行の幼保連携型認定こども園からの移行】のパターン</p> <p>法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備」に関して、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置（法律の附則） 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配置に関して、現行の認定こども園の配置基準（1号子どもは35:1、2号・3号子どもは年齢別配置基準）によることを認める（時限経過措置）。 ・設備に関して、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める。（学級編制、運営などについては、新設と同じ基準）

【その他法律で規定されている経過措置】

- ・ 現行の幼保連携型認定こども園は、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなされる。
- ・ 施行前までに幼稚園を設置している学校法人以外の者は、その幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置することができる。
- ・ 保育教諭は幼稚園教諭免許状及び保育士資格の両方を有することが原則だが、施行後5年間に限り、いずれか一方しか有さない者も可。
- ・ 既設の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合、引き続き幼稚園の名称を使用可。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の策定について

- 全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、改正認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他教育及び保育の内容に関する基準として策定
- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行わなければならない(改正認定こども園法第6条)



中央教育審議会教育課程部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議での報告(本年1月16日)を踏まえ、4月30日に関係大臣告示(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)

今後、教育・保育要領解説を作成・公表し、趣旨の周知を図る予定

基本的な考え方

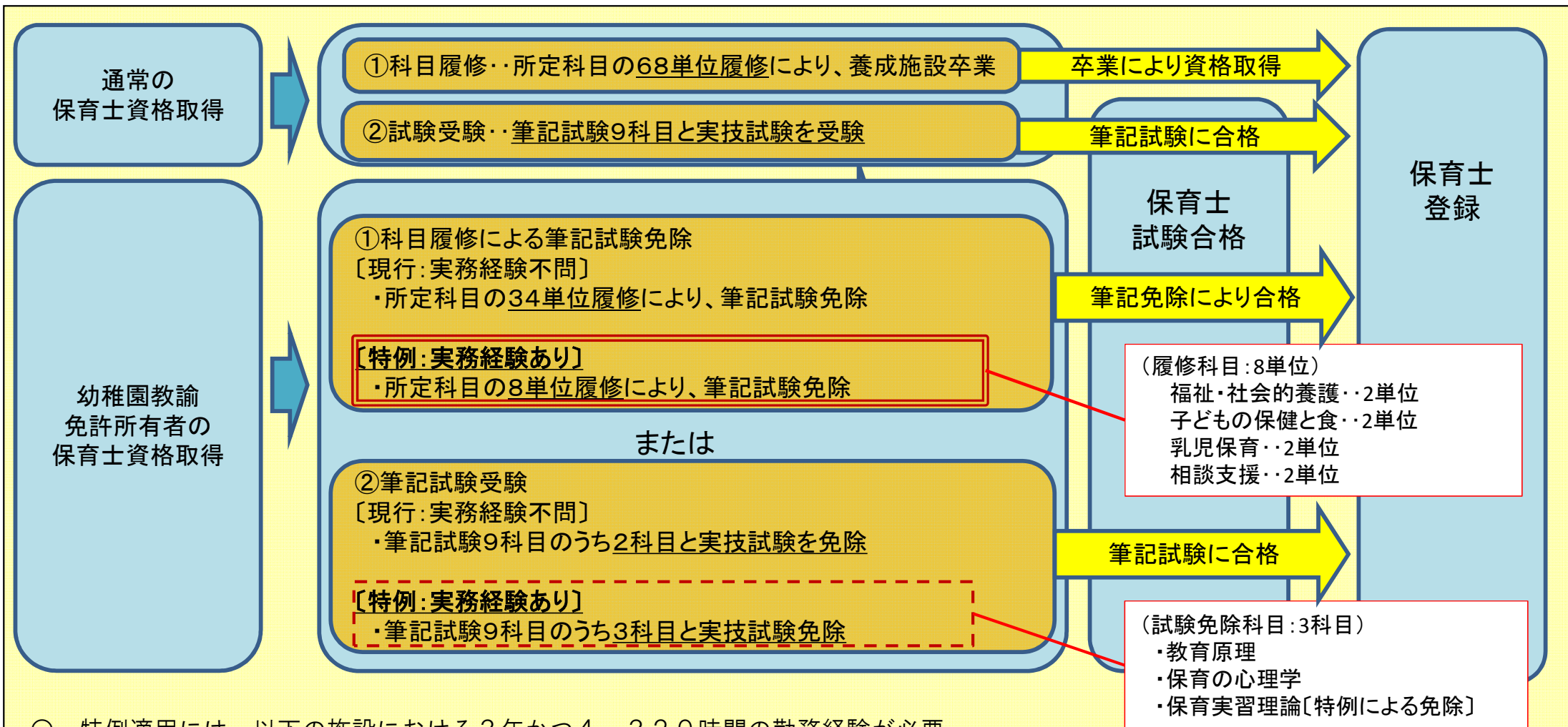
- 幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性
 - ・ 環境を通して行う教育及び保育を基本
 - ・ 健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域を維持し、ねらい・内容・内容の取扱いで構成
 - ・ 養護のねらいや内容、乳児・3歳未満児の保育の配慮事項について規定
- 小学校における教育との円滑な接続
 - ・ 乳幼児期にふさわしい生活を通じ、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う
 - ・ 小学校児童との交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど連携を通じた質の向上を図る
- 認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮
 - ・ 0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を発達の連続性を考慮して展開
 - ・ 生活の連続性や生活リズムの多様性に配慮し、在園時間・入園時期・登園日数の違いを踏まえ、一人一人の状況に応じて工夫
 - ・ 環境の構成の工夫について、満3歳未満と満3歳以上の園児のそれぞれを明示

保育士資格の取得の特例の概要

- 幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。

※保育所で働く保育士の75%が幼稚園教諭免許を併有

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年後までの特例



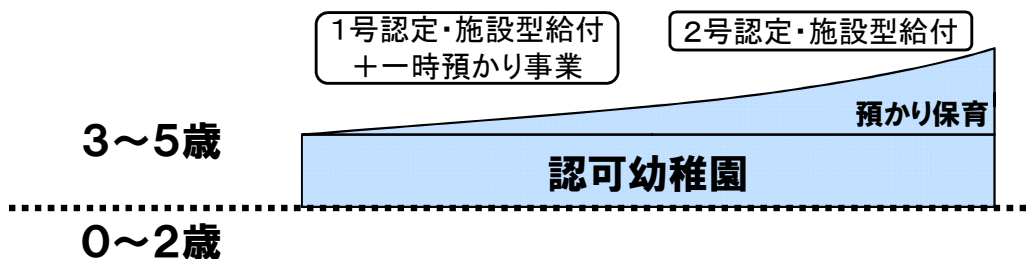
- 特例適用には、以下の施設における3年かつ4,320時間の勤務経験が必要
〔6時間×20日×3年(36か月)=4,320時間〕

- ・幼稚園、認定こども園、保育所、特別支援学校幼稚部、へき地保育所、認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たし、一定規模の集団により、継続的に保育を行う施設)、幼稚園併設型認可外保育施設

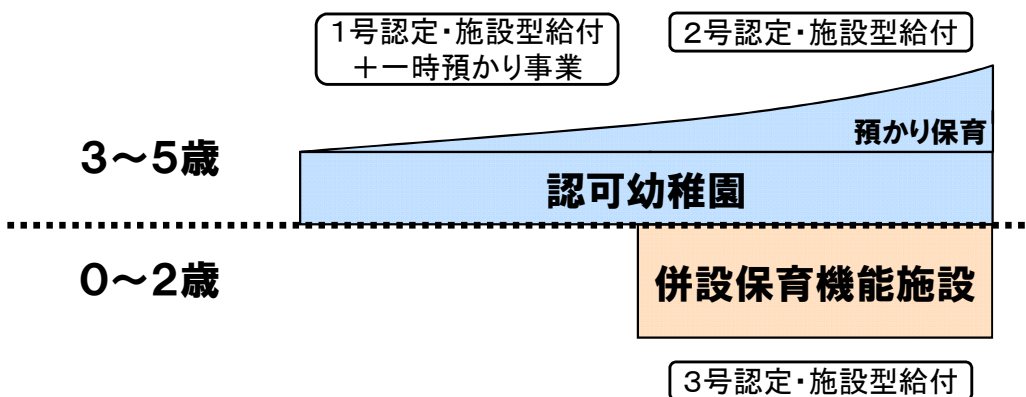
幼稚園型認定こども園の諸類型

○ 幼稚園型認定こども園は、施設体系の制度改正はなく、具体的な認定要件や申請手続は基本的に現行どおり。

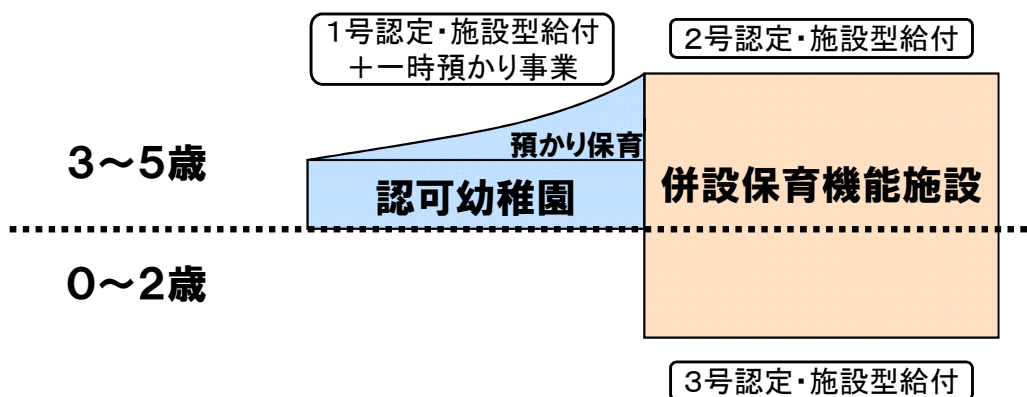
●幼稚園型認定こども園：単独型



●幼稚園型認定こども園：接続型



●幼稚園型認定こども園：並列型



※0～2歳児の受入れは必須ではない。
※認可外保育施設は幼稚園と緊密に連携して運営(合同保育)。

(各類型共通)

○保育を必要とする子どもの保育は保育士有資格者。なお、満3歳以上児については、保育士有資格者の配置が困難なときは、保育士の資格取得に向けた努力を行っている幼稚園教諭の配置可

○自園調理のための調理室は必置。なお、満3歳以上児については、給食の外部搬入可(加熱・保存等の設備が必要)。また、外部搬入を除く食事提供人数が20人未満の場合、独立の調理室は不要(必要な調理設備で代替可)

○満3歳未満児の保育室・ほふく室等は、保育所と同等の基準面積

○接続型・並列型で幼稚園に併設される保育機能施設は、児童福祉法の届出対象外(児童福祉法施行規則第49条の2第4号)

事業者向けFAQ【第2版】(抜粋)

<p>Q29) 認定こども園は3歳未満児を受け入れなければならないのですか。</p>	<p>認定こども園において受け入れる子どもの対象年齢については、例えば満3歳以上児のみを入園対象とすることなど、各園の判断で設定することができます。</p>
<p>Q32) 認定こども園は土曜や長期休業期間も全て開園する義務があるのですか。また、毎日11時間開所しなければならないのでしょうか。</p>	<p>現行の認定こども園の開園日や開園時間は、保育認定の子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めることとされており、幼稚園型を含む既存3類型については基本的には変更ありません。</p> <p>新たな幼保連携型認定こども園については、日曜・祝日以外については、1日11時間開園することを原則としつつ、保育の利用希望がない場合など、就労の状況等の地域の実情に応じ、各施設の判断で弾力的に運用することを可能としています。</p> <p>なお、公定価格の取扱いにおいて、常態的に土曜日を閉所する場合には、公定価格の減額調整を行うこととなります。また、保育標準時間認定の子どもが11時間の利用を必要とする場合には、施設型給付の範囲内で対応することが必要となります。</p>
<p>Q38) 認定こども園において給食の実施は義務づけられるのですか。</p>	<p>幼保連携型認定こども園においては、保育認定(いわゆる2号・3号認定)子どもについては食事の提供を行うことが必要です(教育標準時間認定(いわゆる1号認定)子どもについては施設の任意)。</p> <p>食事の提供にあたっては自園調理が原則ですが、満3歳以上の子どもについては一定の条件下で外部搬入が可能です。その場合は、独立した調理室でなく、現行の保育所と同様、加熱、保存等の調理機能を有する設備で代替可能です。また、自園調理による食事提供対象人数(1号認定子どもに食事の提供を行う場合は、当該1号認定子どもの数も含む)が20人未満の場合は、独立した調理室ではなく、必要な調理設備で代替可能です。</p> <p>また、保護者が希望する場合や行事の日などにおいては、弁当持参による対応が認められます。</p> <p>なお、幼保連携型以外の認定こども園の3類型については、各都道府県の条例等により、これと異なる基準となっている場合があります。</p>
<p>Q39) 認定こども園へ移行するために必要となる施設整備の支援にはどのようなものがありますか。</p>	<p>認定こども園への移行に伴い、必要となる施設整備に対する支援としては、安心子ども基金により、以下の財政支援メニューを用意しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保育所緊急整備事業(保育所の施設整備費に対する補助) ② 賃貸物件による保育所整備事業(賃貸により保育所を設置する場合の改修費等に対する補助) ③ 認定こども園整備事業(幼保連携型認定こども園の幼稚園、又は幼保連携型の要件を満たす幼稚園型認定こども園の保育所機能部分や保育所型認定こども園の幼稚園機能部分の新設・修理・改造に対する補助) ④ 幼稚園耐震化促進事業(認定こども園を構成する幼稚園(予定含む)の改築・増改築(耐震化)に対する補助) <p>このうち、認定こども園の保育所機能部分の整備費事業は、従来、1歳以上の全年齢の子どもを受入れることを条件としていましたが、平成25年10月18日付け要綱改正により、その条件は廃止しています。～後略～</p>

VI. 地域型保育事業(小規模保育事業)

地域型保育事業について

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

◇家庭的保育(利用定員5人以下)

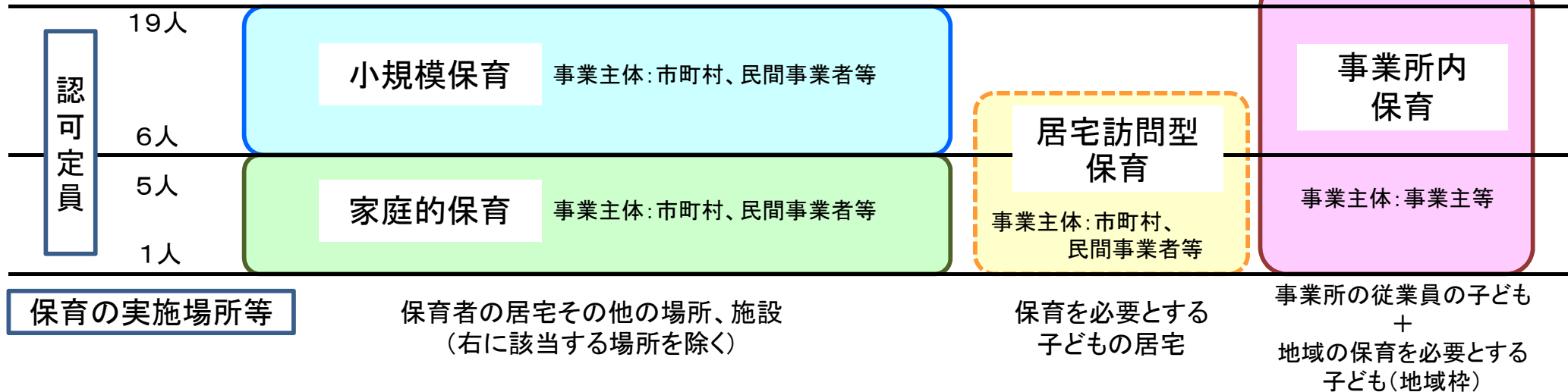
◇居宅訪問型保育

◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)

○ 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

地域型保育事業の位置付け

※原則として3歳未満の保育認定(3号認定)の子どもが対象



地域型保育事業（小規模保育事業）の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型（保育所分園、ミニ保育所に近い類型）、C型（家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型）、B型（中間型）の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

＜主な認可基準＞

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳～2歳児 いずれも1人3.3㎡
処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。 → 現に3歳未満児を受け入れている幼稚園併設保育機能施設(現在は児童福祉法に基づく届出の対象外)は、施行後5年間は、調理設備・調理員の基準を適用しないことができるため、弁当、外部搬入でも可。

VII. 地域子ども・子育て支援事業 (一時預かり事業、放課後児童クラブ)

地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(妊婦健診については交付税措置)

①利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

一時預かり事業(幼稚園型(仮称))の創設

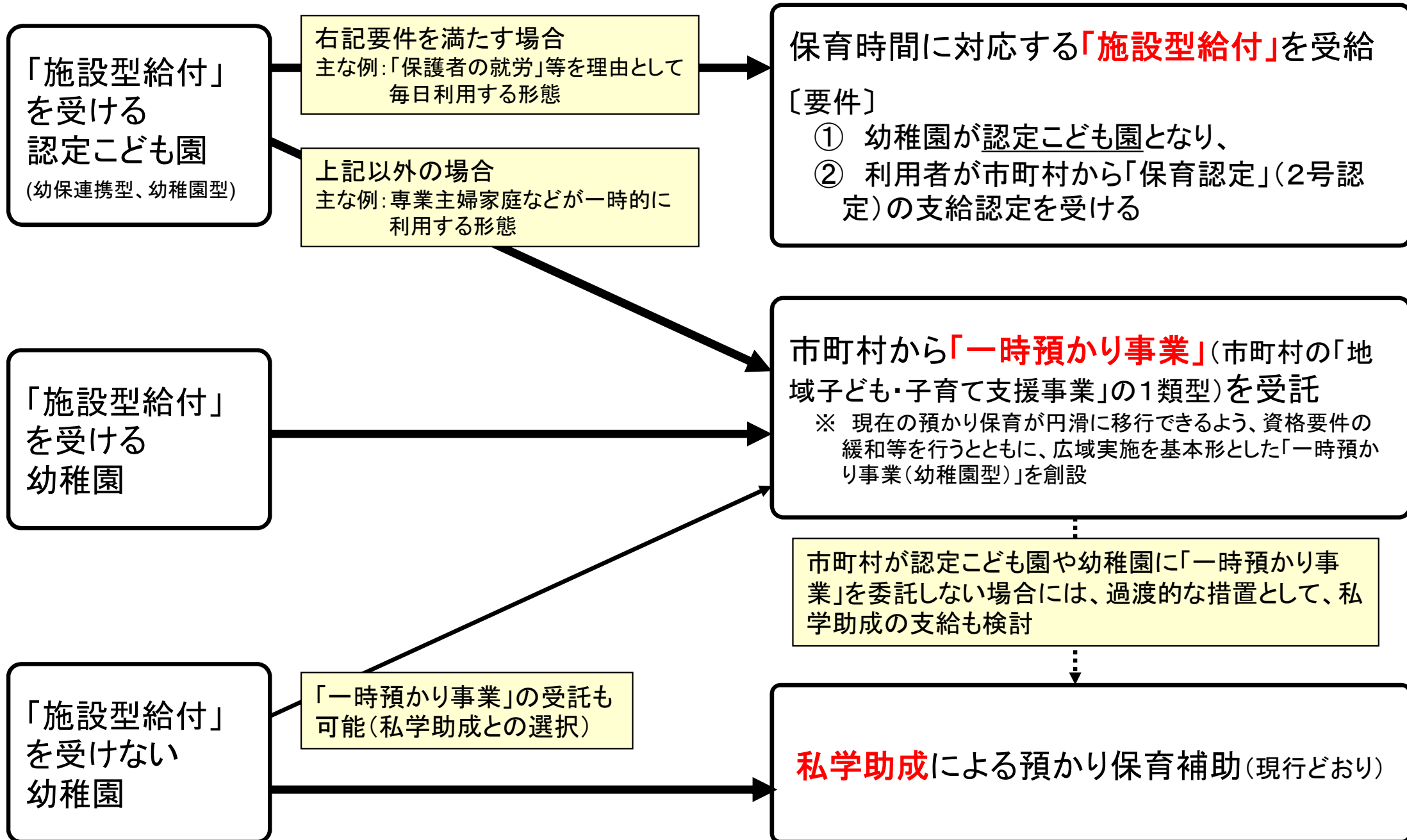
幼稚園の「預かり保育」については、私学助成等から円滑な移行ができるよう、幼稚園等が主に園児(教育標準時間認定の子ども(1号認定子ども))を対象に行う「**幼稚園型一時預かり事業**」(仮称)を創設

		「幼稚園型」の要件等									
実施主体		市町村 (子ども・子育て支援法に基づく「 地域子ども・子育て支援事業 」として実施)									
実施場所		幼稚園又は認定こども園									
対象児童		在籍園児 (教育標準時間認定(1号認定)の子ども) ※ 保育認定の子どもは、通常の教育時間、預かり保育とも一括して施設型給付の対象 園児以外の子どもも一時預かりも併せて実施可									
職員	職員数	認可保育所と同じ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>0歳児</td> <td>3:1</td> <td>1・2歳児</td> <td>6:1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20:1</td> <td>4歳以上児</td> <td>30:1</td> </tr> </table> 2人以上の配置を求めるが、幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合は、 1人で可 ※ 担当職員は常勤・非常勤を問わない	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1	3歳児	20:1	4歳以上児	30:1	
	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1							
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1								
	資格	保育士又は 幼稚園教諭(3歳以上児に限る)									
設備・面積	保育室等	認可保育所と同じ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>2歳以上児</td> <td>保育室又は遊戯室</td> <td>1.98㎡/人</td> </tr> <tr> <td>2歳未満児</td> <td>乳児室</td> <td>1.65㎡/人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ほふく室</td> <td>3.3㎡/人</td> </tr> </table> など ※ 通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可	2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人	2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人		ほふく室	3.3㎡/人
2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人									
2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人									
	ほふく室	3.3㎡/人									
補助単価		一時預かり事業の他の類型や公定価格との整合性を踏まえ検討									
実施形態		利用者の 居住市町村が園に委託等して実施 (当該市町村域外に所在する園も含む)することを基本とする(関係市町村間で調整が付く場合は、施設所在市町村が実施可) ※施設型給付と同様の形態									
その他		事業開始時に都道府県知事に事前の届出(児童福祉法第34条の12)									

(参考)

- 一時預かり事業(安心こども基金)・・・現行は保育所型と地域密着型の2類型があり、1,165市区町村(全国の67%)、7,656か所(うち保育所型7,311か所)で実施(幼稚園の実績はほとんどなし)。
- 預かり保育推進事業(私学助成)・・・全都道府県で7,454園(私立幼稚園の94%)で実施。

幼稚園の「預かり保育」の新制度における取扱い



(注)私学助成を受けることができるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られる。

<p>施設型給付を受けない幼稚園が行う預かり保育の支援については、私学助成と一時預かり事業のいずれが優先するのか。</p>	<p>各幼稚園の実情に応じて設置者が選択することを想定している。</p>
<p>預かり保育推進事業について、市町村が認定こども園や幼稚園に一時預かり事業を委託しない場合の過渡的な措置はどうか。</p>	<p>認定こども園及び施設型給付を受ける幼稚園における教育標準時間認定の子どもの預かり保育については、私学助成からの移行の受け皿となることに特に配慮した一時預かり事業(幼稚園型)の事業類型を創設することとしており、市町村で適切に事業を実施して移行することを原則とする。その上でなお市町村において事業の実施が困難な特別な事情がある場合に限り、預かり保育推進事業の対象とする方向で検討する。この場合の財政措置については、今後、関係省庁で相談したい。</p>
<p>新制度移行後は、預かり保育は原則として一時預かり事業(幼稚園型)において実施することとなるが、幼稚園型の補助単価はいつ頃示されるのか。</p>	<p>一時預かり事業は地域子ども・子育て支援事業であり、国が交付金として3分の1を補助することを想定しているが、概算要求基準に基づき予算要求を行う必要があるため、現時点で施設型給付と同様に仮単価を設定しお示しすることは難しい状況であるが、できるだけ早くお示しできるよう努力したい。</p> <p>一時預かり事業(幼稚園型)に係る予算については、現行の預かり保育における国の私学助成と同程度の水準を維持しつつ、消費税による質改善の財源の確保の状況に応じて充実を図ることとしており、平成27年度以降の最終的な事業単価は、今後の各年度の予算編成過程において決定される。</p>